

八資 料V

明治六年 [島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一) について (二)

——松江地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石正和

加藤 高・上川内 宏

紺谷 浩 司・矢野 達 雄

目次

一 解題と凡例

二 目次表 (一) (一一)~(三三)

三 史料 (一) (一一)~(三三)

四 注の部 (一)

五 写真 (二葉)

(以上、『修道法学』第四三卷第一号)

六 目次表 (二) (三三)~(四九)

七 史料 (二) (三三)~(四九)

八 注の部 (二)

(以上、本号)

六目次表（二）

40	39	38	37	36	35	34	33	番号
同年 第四十号	同年 第三十九号	同年 第三十八号	同年 第三十七号	同年 第三十六号	同年 第三十四号	同年 第三十五号	明治六年 第三十三号	年度・番号
同年 三月七日	同年 三月八日	同年 三月五日	同年 三月四日	同年 二月	同年 三月二日	同年 三月二日	明治六年 二月十九日	出訴／ 上訴日
同年 三月九日	同年 三月十日	同年 三月廿五日	同年 四月廿八日	同年 八月二十三日	同年 三月五日	同年 三月廿日	明治六年 二月廿五日	終局・年月日
貸金滞差纏一 件	貸金滞一件	売船差纏一件	貸金滞差纏一 件	貸銭滞差纏一 件	木綿代金差纏 一件	譲田地差纏一 件	志儀銭滞差纏 一件	訴名／差纏
届 吟味下げ願出開	相对示談行届・ 吟味下げ願出開	示談済口・吟味 下げ願出開届	济口証差出・示 談行届*	出聴届 济・吟味下げ願	示談の上内定相 下り願出開届	示談済口・吟味 下げ願出開届	規則の通難取揚 申問伺いの上受 書調印為差出	結局
鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	事件担当官
OT 紋重 (商)	IT 新市 (工)	TN 泉藏 (土族)	SUBO村 外一人	NT 東一	IH 勘助 外一人	TDN リン	ND 平右衛門 (商)	原告／申立人 代人／代言人
OKY 為衛門	AZY 茂助	KB 唯十 外三人	(豊岡縣但馬国) 半右衛門 外一人	TU 猪次郎	MB 曾左衛門	SK寺	DT 貞藏 (貫属卒)	被告／相手方 代人／代言人
			* 豊岡縣より申来る					備考

49	48	47	46	45	44	43	42	41
同年 第四十九号*	同年 第四十八号	同年 第四十七号	同年 第四十六号	同年 第四十五号*	同年 第四十四号	同年 第四十三号	同年 第四十二号	同年 第四十一号
	同年 三月廿日	同年 三月二十日	同年 三月十八日		同年 三月十五日	同年 三月十二日	同年 三月十二日	同年 三月
	同年 八月十二日	同年 四月廿二日	同年 九月二日		同年 三月卅一日	同年 九月十四日	同年 三月廿四日	同年 三月廿四日*
	木綿代金滞差 纏一件*	貸金滞差纏一 件	野山惣作差纏 一件		田地売買差纏 一件	貸金差纏一件	田地売買代銭 差纏一件	貸金差纏滞一 件
	示談行届・願書 下渡・伺の上聞 届	示談御書置証書 差出し・吟味下 げ願出聞届	示談行届・吟味 下げ願出聽届		示談行届・吟味 下げ願出聞届	示談行届・吟味 下げ願出聽届	示談行届・吟味 下げ願出聞届	示談行届・吟味 下げ願出聞届
	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属		鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属	鶴岡 権少属
	NS 文藏	SH 茂七 (貫属士族)	KK 忠四郎 外六十三人		TI 徳突 (士族) 叔父 吉民	KT 忠助	YO 平重 (農)	FH 金市 (商)
	OB 弥三郎	KY 春洞 (医師) 喜市 (農)	黒川 萬右衛門 (副戸長) 等		HS 善右衛門 (貫属卒) TI 愛助 YO 平重 (農)	AK 啓左衛門 (士族)	HS 善右衛門 (貫属卒)	WB 平助 佐七 (農)
**撮影抜けのため欠	**高知縣より申来			**撮影抜けのため欠				**明治七年六月十三 日貸金元利合・新割 賦金特定

七 史 料 (二)

【〇三三A】【三三】【志儀錢滯差纏一件】

明治六年二月十九日出訴

〔一〕<sup>\*1</sup> 出雲國島根郡□町商ND平右衛門方

貫属卒DT貞藏へ掛志儀錢滯

差纏一件

(朱)

〔第三十三号〕

奉 鶴岡 権少属

右一件訴答共篤卜取調候処去ル慶応三卯年

中<sup>\*2</sup>貸金之義ニ付去壬申十月中<sup>\*3</sup>被 仰出候御

規則之通難取揚申聞伺之上受書調印為差出候事

二月廿五日 済

<sup>\*1</sup> 朱書きの斜線あり

<sup>\*2</sup> 西暦一八六七(丁卯)年

<sup>\*3</sup> 西暦一八七二(壬申)年

【〇三四A】【三五】<sup>\*1</sup>【讓田地差纏一件】<sup>⑩</sup>

明治六年三月二日出訴

一 出雲國大原郡□村TDNリン方同国神門郡

□□SK寺へ掛讓田地差纏一件

(朱)

〔第三十五号〕

奉 鶴岡 権少属

右訴答共取調候処天保十三寅年中<sup>\*3</sup>大原郡□□村ニテ

SF所持之田地四筆ニテ二反九畝六歩価錢四百貫文ニテ

HN方へ買請尤一代限死後ハ無代錢ニテ可差返旨返証

文差入置後十二年安政元寅年中<sup>\*4</sup>右地所弟子HRへ

讓本書添書共相渡置候故HR方ニ而ハ不残

可請取段申立SK寺方ニ而ハ返リ証文之通

不残可請取ト申出差纏相成候儀之処右ハ証書

【〇三四B】

双方へ相渡置不都合之義ニ候へ共当人共ハいつれも

死去数年相立候儀ニ付売券二通ヲ双方一通

ツツ分配可致尤返証文ハ先ニ出来いたし候儀故

二反一畝六歩之方SF寺持主讓証文ハ跡ヨリ

出来候儀故八畝歩之方HR持主ト可致旨

及理解候処一同承伏いたし候ニ付HR S

F 寺退寺後二年分八畝歩之徳米ヲ添地所  
H Rへ引渡シ残り二反一畝六歩S F寺持主ト  
可致段双方無申分示談行届済口証書連  
署差出し吟味下願出候二付伺之上  
聞届候事

三月廿日 済

【三四】事件と編綴の順序が逆になっているが、編綴の順  
序で紹介する。

斜めの朱線と上部に朱書きの文字、文字の上半分が裁断さ  
れて判読困難

西暦一八四二(壬寅)年

西暦一八五四(甲寅)年

【〇三五A】【三四】<sup>※1</sup>【木綿代金差纏一件】<sup>※13</sup>

一 明治六年三月二日出訴

一 出雲国意宇郡松江□□町I H勘助外

壹人方同国能義郡□□町M B曾左衛門へ

掛木綿代金差纏一件

明治六年(島根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(二)

六一〇(二八八)

(朱)  
「第三十四号」 奉 鶴岡 権少属

右答訴共取調候処去壬申十一月<sup>※3</sup>中I H勘助扱ヲ以M B  
曾左衛門所持之古衣価金百六十一兩余ニテ□□町I Y  
Y吉藏方へ売渡代金延引相成残金百兩当

二月十五日限可払渡約束之処是亦違約相成尤右荷  
物I H勘助方ニテ他へ売事ヲ扱候へ共不売捌

無扱追而調金次第可差返趣ヲ以残古衣一ト先使之ものへ  
【〇三五B】

差返し置候故其後種々掛合等モ有之然ル処

I H勘助方M B曾左衛門方へ更ニ縮木綿五十反価錢

千百五十五貫文ニテ買請右ハM B曾左衛門方ニ而ハ前

売事差引之内ヲ以勘定可致心得之処I H

勘介方ニ而者古衣売事ニハ少しモ関係無之

即金売之積卜行違方彼是差纏相成候儀之処

右者素方懇意之間柄方右様売事致候儀ニ而

最早約定之通相互ニ実意ヲ以早々済方可致旨及理解一同

承知之上先般元戻いたし置候古衣ハ早々M B曾左衛門方I Y Y吉

藏へ

差戻し当三月十五日限残金百円吉藏方曾左衛門へ相渡M Bヨリ

I H方へ木綿代錢千百五十五貫文可相渡積双方無申分示談行届

濟口証書連署差出し吟味下ケ願出候間伺之上  
聞届候事 三月五日 濟

\*<sub>1</sub> 【三五】と逆になっているが、編綴の順序に従って紹介する。

\*<sub>2</sub> 朱書きの斜線あり。上部に朱書きの文字があるが、上半分が裁断されているため判読困難

\*<sub>3</sub> 明治五(一八七二)年

〔〇三三六A〕【三三六】【貸金滞差纏一件】

明治六年二月 出訴

一 出雲国意宇郡白湯□町NT東一方同縣<sup>\*<sub>1</sub></sup>

飯石郡□□村TU猪次郎へ掛貸金滞差纏一件

(朱)

〔第三十六号〕 奉 鶴岡 権少属

右訴答共篤卜取調候処NT東一義八国内宿屋渡世  
罷在候ニ付止宿料并ニ錢五百貫文貸渡証書取置候へ共  
追々延期難渋ニ付悉皆受取度段申立被告TU

利左衛門儀ハ伴猪次郎分止宿料モ有之且借用錢  
五百貫文ハ全ク他ヨリ被相頼借遣シ本主ヨリ未タ  
返金無之間今暫ク猶予ニ預リ度段申立差纏

相成候義ニテ伴分止宿家ニモセヨ同家内之義ニ候へハ  
本人ヨリ可払出筋証文金之義ハ他へ用立

有之候共利左衛門本人之義故元利共約  
定通早々皆済可致旨及理解候内

相对決算済方致度旨申立候ニ付期日延

〔〇三三六B〕

承知届置候処示談之上内定相済原告ニ於テモ

聊申分無之迄ニテ吟味下ケ願出候ニ付

伺ノ上聽届候事

八月二十三日 濟

\*<sub>1</sub> 朱書きの斜線あり

〔〇三七A〕【三七】【貸金滞差纏一件】

明治六年三月四日出訴

一 出雲国島根郡SUBO村外一人方豊岡縣管下<sup>\*<sub>1</sub></sup>

但馬国□□村半右衛門外一人へ掛貸金滞差縄一件

(朱)

〔第三十七号〕

奉 鶴岡 権少属

「一応取調之上同縣へ差遣候処元金貳百五拾円永拾七銭

五厘八毛元利ノ四百七拾四円永拾八銭三厘六毛内二十円未三月\*

入此利七円九十五銭四り二毛右元利ノ貳十七円九十五銭四厘二毛

残り四百四十六円永廿二銭九厘四毛内貳百十六円五銭三厘六毛用

捨二付引残り二百三十円永拾七銭五厘八毛内五拾円拾七銭

〔〇二七B〕

五り八毛即金立残り百八十円 戊三月ヨリ巳三月迄\*\*二十ヶ年賦年々

右之通濟口証差出シ示談行届段同縣ヨリ申来ル 九円宛入り

四月廿八日

\*1 朱書きの斜線あり

\*\* 明治四(辛未) 一八七一年

\*\* 西暦一八七四(甲戌)ノ九三(癸巳)年の意か

〔〇三八A〕【三八】〔壳船差縄一件〕

明治六年三月五日出訴

明治六年(島根縣) 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(二)

六〇八(二八六)

一 出雲国意宇郡松江□□町士族TN泉藏方

同国神門郡□□KB唯十外三人へ掛壳船

差縄一件

(朱)

〔第三十八号〕

奉 鶴岡 権少属

右訴答共取調候処去壬申三月中\*神門郡□□KB

唯十所持百三十石積船一艘代金二百七十四円余ニテ

ON兼助扱ヲ以TN泉藏へ買受為内金廿五円

相渡シ残金難調故種々相頼船頭時市名前ヲ以

金子借入漸去壬申十二月中時市立替ヲ以船代金皆済

相成候へ共立替之金子相滞且申年航海中諸勘定不分明之廉

〔〇三八B〕

有之趣ニテモ金子錢惣勘定不相済内船買主TN

泉藏方右船金百八十五円ニテ他へ転売いたし候故彼是差

縄相成候儀ニテ数度突合取調勘定并借用元利共

悉皆相分り都合金三百廿七円十八銭余TN泉藏方

ST時市ON兼助兩人へ可払出之処種々手筈モ相違損金

多分ニ付調金難出来趣ニ依り他へ転売之儀ハ破談

いたし至当之代価ヲ以更ニ時市へ壳船シ残金相互ニ勘

弁之上済方可致旨及理解候処一同承知之上更ニ価金

二百五十円ニテ時市へ売船二円十八銭余ハ即金払残金七十五円ハ  
 借用証書差入金当七月十二月ニ金五十円明治七年七月廿五円共一割  
 五歩ノ利足ヲ加ヘ元利無相違返金皆済可致積双方無申分示談  
 行届済口証書連署差出し吟味下願出候ニ付何之上  
 聞届候事

三月廿五日済

\*<sub>1</sub> 朱書きの斜線あり

\*<sub>2</sub> 明治五(一八七二)年

〔〇三九A〕【三九】〔貸金滞一件〕  
 明治六年三月八日出訴

一 出雲國島根郡松江□□町工IT新市ヨリ

同國意字郡松江□□町A Z Y 茂助へ

掛貸金滞一件

(米) 〔第三十九号〕

奉 鶴岡 権少属

右訴答共取調候処四年前庚午八月中 錢三百貫文

願人新市ヲ借受其後難渋引続返金  
 難相成趣ニ付聊之儀ニテ殊ニ壮年之事ニ  
 候へハ仮令難渋いたし居候洵調金方モ  
 可有之卜理解及候処一同承服之上当四月中  
 (〇三九B)  
 元利錢百四十一貫文相手忠藏方願人新市へ  
 可相渡積双方無申分示談行届済  
 口証書連署差出し吟味下願出  
 候ニ付何之上聞届候事  
 三月十日済

\*<sub>1</sub> 朱書きの斜線あり

\*<sub>2</sub> 明治三(庚午、一八七〇)年

〔〇四〇A〕【四〇】〔貸金滞差違一件〕

明治六年三月七日出訴

一 出雲國意字郡□□村商OT紋重ヨリ同國同郡

松江□□町OKY為衛門江掛リ貸金滞差違一件

(朱)  
〔第四十号〕 奉 鶴岡 権少属

右一件取調ニ取掛候中相對示談  
行届元利返金相成候ニ付吟味  
下ケ之儀願人O T紋重方願出候ニ付  
伺之上聞届候事

三月九日 済

\*1 朱書きの斜線あり

〔〇四一A〕〔四一〕【貸金差纏滞一件】

明治六年三月\*1 出訴

一 出雲国大原郡□□村商F H金市ヨリ  
同国同郡□□村農WB平助同苗佐七江  
掛貸金差纏滞一件

(朱)  
〔第四十一号〕 奉 鶴岡 権少属

明治六年 (鳥根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について (二)

六〇六 (二八四)

右訴答共取調候処相手WB平助儀ハ双方へ多  
分之借財有之返済方法難相立ニ依テ親

佐七へ相談之上身代限金二十一貫可相済積ニテ既ニ  
取扱方戸長へ相頼居候へ共金市方へハ数年之  
差引且外仲間之交モ有之旁金高相違

多分有之ニ付彼是差纏候義ニテ外仲間之交ハ  
〔〇四一B〕

平助方相對故金市義ハ素方不存事ニ付其段  
及理解候処一同承知之上金市方願高相違

無之明白ニ相分り然ル上外並合之通身代限  
分配方戸長へ依頼済方可致段双方

無申分示談行届済口証書連署  
差出し吟味下願出候ニ付伺之上聞届候事

三月廿四日 済

原告金市ヨリ被告平助へ貸金元利合式百九拾六円拾五錢

式厘新割賦金九拾六円五拾四錢五厘

明治七年六月十三日 済

\*1 日付なし

\*2 朱書きの斜線あり

〔〇四二A〕〔四二〕【田地売買代錢差纏一件】

明治六年三月十二日出訴

一 出雲国島根郡□□郵農Y〇平重ヨリ同国<sup>\*1</sup>

同郡□□町貫属卒HS善右衛門江掛田地

売買代錢差纏一件

(米) 〔第四十貳号〕 奉 鶴岡 権少属

右訴答共篤卜取調候処七年前卯年五月中<sup>\*2</sup>意宇郡□□村ニテMW  
覚助所持

田地十六石二斗余価錢二千貫文ニテHS善右衛門YO平<sup>3</sup>十<sup>4</sup>兩人仲  
間合ヲ以

買受右錢松江□□町KY利介方ヨリ借請居候処為指徳米モ無之  
故最初平十方ニ売地取扱買主無之其後善右衛門方ニテ万事引受

四千五百貫文位ニ候ハ、売地之上錢中分可致若シ其余売出し残有之  
候ヘハ扱いたし候方ニテ七步不扱方三步配当之積定約いたし置然

ル処

善右衛門扱ヲ以右地所之内六千貫文ニテSI新右衛門へ売渡候へ  
共種々

差引勘定有之故右平十へハ錢不相渡其後残田地年々損米相立候ニ付  
相談之上錢二百貫文相添松江□□町HNY宗一郎へ可讓積ニテ錢相

〔〇四二B〕

渡候処宗一郎ハ發坂不罷帰平重ハ更ニ不差構ニ付無扱

SI新右衛門へ相頼殘高へ相当之錢相添引渡

相成居候故平重方売地価錢へ利足ヲ加へ都合四千百十八貫高へ  
余受取度段申出善右衛門方ニテハ平重方損米年々不差出立替

其外算用違分モ有之多分渡過ニ相成居候ニ付請取度

且右田地ハ素ヨリ兩人仲満之儀故殘地折半分平重へ引渡段段申出  
彼是

差纏相成候儀之処双方共悉皆突合セ証書等検査之上

証書等証書無之分ハ互ニ不用初發ヨリ損徳共定約外

悉皆ニツ割ニシテ殘田地モ中分双方へ引受早々濟方可致旨及理解  
候処一同承知之上最初借用錢元利ヲ始メ地所売徳損米込約定ノ外ハ

不殘中分勘定向ハ双方承知之分ヲ用其余ハ相互ニ<sup>5</sup>捨差引清算

相立都合錢九百七十二貫三百四十八文善右衛門方平重へ相渡右之  
内ニテ

午未申三ヶ年<sup>\*4</sup>之間收納不足金錢平重方善右衛門へ差返し殘地所  
ハ約定通り

中分シ新右衛門へ讓渡方善右衛門へ引受殘半分平重所持可致積

双方無申分示談行届済口証書差出し吟味下願出候ニ付  
伺之上聞届候事

三月廿四日 濟

\*1 朱書きの斜線あり

\*2 慶応三（丁卯、西暦一八六七）年

\*3 「フシ／フシ」字義は、くびはねる。くびをきる／はねる。きる。

\*4 西暦一八七〇（庚午）～一八七二（壬申）年

賦銭返済可致積原被示談行届連署ヲ以  
吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聴届候事  
九月十四日

\*1 朱書きの斜線あり

\*2 己巳（西暦一八六九）年

【〇四三A】【四三】【貸金差纏一件】

明治六年三月十二日出訴

一 出雲国秋鹿郡□□村KT忠助方松江□

□町士族AK啓左衛門江掛貸金差纏一件

（朱）  
「第四十三号」 奉 鶴岡 権少属

右篤卜取調候処去ル明治二巳年中\*2両戻ニテ錢千七拾壹貫九百文  
借受其後被告敬左衛門多分損失ニ付返金難相成追二  
延期違約ニ付原告よりハ元利率速ニ受取度段申立被告  
よりハ売事損分多ク必至難渋罷在候央故一時返金  
難相成趣ニ付現ニ身代限処分ヲモ可取斗処  
猶予申立居候処一割之利分ヲ加へ三ヶ年

明治六年（島根縣）聴訟課 『訴訟事件銘細録』（第二号ノ二）について（二）

六〇四（二八二）

【〇四四A】【四四】【田地売買差纏一件】

明治六年三月十五日出訴

一 出雲国島根郡□□町UD藤兵衛借地士族TI

徳突叔父吉民方貫属卒HS善右衛門島根郡□□町  
TI愛助同郡□□村農YO平重江掛田地売買  
差纏一件

（朱）  
「第四十四号」 奉 鶴岡 権少属

右訴答共篤卜取調候処右ハ先年意字郡□□村ニテ田地合一反七畝  
十二歩  
善右衛門買請居候へ共旧藩仕来ニテ貫属本名難相頭故□□村YO

平重へ

示談名目借受其後右地所□□町T I愛助へ売事取扱相頼手取

二千貫文其余売出しハ愛助口銭ト可致旨約定いたし候故右地所土族

T I吉民へ四千二百貫文ニシテ売議定いたし右内銭二千貫文善右

衛門

方へ請取証券等相調候へ共平重へ一応ノ挨拶モ無之同人名前下へ

善右衛門実印ヲ据へ差出シ候故御検印済平重方へ願書御下ケ渡し

相成然ル処同人一向不存事故不審ヲ生し買主T I吉民へ問合不都

合之

(〇四四B)

廉H S善右衛門掛合候内T I吉民ヨリモ善右衛門へ直談相成候故

元備相違ノ廉モ

相頼レ双方熟談之上更ニ三千貫文ニテ約定仕直シ候へ共証書不相改

其後T I吉民方ハ売事破談いたし度段申出H S善右衛門方ニテハ

先約定通

残金引替地所引渡段申立彼是差纏相成候儀之処右ハ最初方

順序ヲ不經売事ニテ双方不都合不少ニ付破談可致乍去T I吉民方

ニテ作徳米等は迄請取居且再度込條約いたし候儀ヲ破談申出

候儀ニ付相当破談金可差出旨及理解候処一同承知之上

一割ノ破談錢四百廿貫文損毛トシテ残錢千五百八十貫文來ル

七月十五日迄T I吉民へ可相渡積双方無申分示談行届済口

証書差出し一同方吟味下ケ願出候ニ付伺之上聞届候事

三月卅一日 済

\* i 朱書きの朱線あり

(〇四五A) 【四五】<sup>16</sup>〔撮影抜けのため欠〕

(〇四六A) 【四六】〔野山惣作差纏一件〕

明治六年三月十八日出訴

一 出雲国大原郡□□村KK忠四郎

外六十三人ヨリ同村居住山王寺村

副戸長黒川萬右衛門等へ掛野山惣作<sup>17</sup>

差纏一件ニ付訴状

(朱)

〔第四十六号〕、 奉 鶴岡 権少属

右之内□□村SM文右衛門ヨリ同村KK萬太郎外数人へ懸リ

茶山境界差纏一件并ニ

AD市郎右衛門方同村人別へ係り山境差纏一件ハ戸長等扱ヲ以

示談行届

吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聴届候事

九月二日

返弁可致尤喜市方全ク返金迷惑之次第故利金ハ難事  
〔〇四七B〕

勤弁可致其旨及理解候処一同承知之上辛未八月方同十二月迄ノ分ハ  
約定通月式分之利足ヲ加ヘ其後ノ利子ハ悉皆勤弁致シ

当五月同七月両度ニ無相違返済之積外春洞ヘ茂七方借用銭  
六十貫文余ハ本人病中調金難相成故姉とみ方元銭丈

当七月中迄ニ三度ニ可払出旨双方無申分示談行届

御書置証書差出し吟味下願出候ニ付伺之上聞届候事

明治六年四月廿二日

〔〇四七A〕〔四七〕【貸金滞差纏一件】

明治六年三月二十日出訴

一 出雲國島根郡松江貫属土族SH茂七ヨリ同國

秋鹿郡□□村医師KY春洞同郡□□村農喜

市江掛貸金滞差纏一件

〔米〕  
〔第四十七号〕 奉 鶴岡 権少属

右訴答共取調候処去ル辛未年中\*春洞難渋ニ付衣類諸道具共茂七  
方へ

質入致置候処日用ニ差支依テ喜市郎へ相頼同人所持之山林一ヶ所

差入更ニ借用証文ニいたし置早々可払出積之処引統病人等モ

有之調金難致茂七方ハ喜市へ厳敷及懸合差纏相成候義之処

右ハ喜市借主ニテ且山林書入等致し置候義故春洞方ハ更ニ

喜市へ返済之義示談可致証文本人之儀故喜市方茂七方へ

〔〇四八A〕〔四八〕【木綿代金滞差纏一件】

明治六年三月廿日出訴

一 出雲国神門郡□□町NS文藏方高知縣

下土佐国土佐郡□□□OB弥三郎江掛

木綿代金滞差纏一件

\*1 朱書きの斜線あり

\*2 明治四（辛未、西曆一八七二）年

〔朱〕  
〔第四十八号〕 奉 鶴岡 権少属

八 注 の 部 (二)

〔朱〕  
「一応取調ノ上同縣へ差遣シ候処金高六百五十四円九十七銭  
五厘六毛ノ内三百六十四円九十七銭五厘六毛ハ用捨致シ残式百九  
十円

「弘方相済及方示談行届願書下渡転出候旨同縣ヨリ申来  
二付伺ノ上聞届候事

六年八月十二日 済

\* 朱書きの大きな朱のバツ印がある。

〔〇四九A〕【四九】（撮影抜けのため欠）<sup>(18)</sup>

〔朱〕  
〔第四十九号〕 奉 鶴岡 権少属

(7) 本稿は、松江地方裁判所において、デジタル・カメラによって撮  
影して作成したデジタル・ファイルを基にして作成しているが、当  
時の未熟な撮影技術のため、折り畳みがある丁に気付かぬまま撮影  
したり、飛ばして撮影漏れを生じたりした丁が混じっている。「第四  
十五号」と「第四十九号」に撮影抜けがあった。後日に追補の機会  
を期したい。

また、「第三十四号」と「第三十五号」は編綴の順が逆になってい  
るが、本稿では簿冊の編綴の順に従って紹介する。

(8) 志義は、正義の道に「ころざすこと（上田万年他編『新大字典  
（普及版）』講談社一九九三年三月）とあるが、その活動のための献  
金、の意か。

(9) (6) を参照（前号に掲載したが、便宜のため再録する）。

明治五年太政官布告第三百号（十月七日）（布）『法令全書 明治五  
年』二〇二頁は、第一項より第五項において、以下のように規定し  
ている（本文は、本布告に連なると思われる）。

「一 華士族卒へ掛り候金穀貸借ハ明治二年巳六月郡県ノ制被仰出  
候以前ノ分ハ裁判ニ不及候事

一 （省略）

一 自今貴賤上下一般ノ人民互ニ期ヲ約シテ金銀貸借シ如シ期ニ  
及テ不返時内證屢催促ヲナスト雖トモ期月後満五年ニ至ル迄

一度モ訴出サル者ハ裁判ニ不及候事

但當七月以前ノ貸借ノ分ハ此限ニ非ス

一 従前今後共家禄ヲ引当ニ致シ候金銀貸借ノ儀ハ一切裁判ニ不及候事

第一項の關係において、明治五年司法省布達第四十一号（十一月二十七日）『法令全書 明治五年』一三四二―一三四三頁は、「太政官第三百号ノ御布告ニ基キ左之通可心得此旨及布達候事」として、その第一条および第五条において、以下のように規定している。

「第一条 華士族卒江掛ル金穀貸借ハ明治二年己巳六月二十五日以前ノ分ハ不取上翌二十六日以後ノ分ハ取上裁判ス可キ事

但シ華士族ヨリ平民ヘ係ルモ本条ノ通タルヘシ

第二條（第四條（省略））

第五条 明治二年己巳六月二十五日以前ノ金穀貸借ヲ新規證文ニ

書改タル分ハ不取上事

第六條 己巳六月二十五日以前ノ貸借ニテ華士族卒ヘ掛ル分ハ御

布告前審判亦ハ対談日延中トイヘトモ濟方不及裁判旨可申渡事

第七條（八條（省略））

第九條 従前華士族ノ名目ヲ用ヒタル貸附金ハ第三百号ノ御布令

ニ依リ取上ヘカラス候事

第十條 動産不動産ヲ債主ニ質入シタル者ハ取上裁判可致事

附リ沽券状ヲ債主ニ渡シ金穀ヲ借用セシ者モ本條ニ準シ質入ト

看做スヘキ事

明治六年（島根縣）聴訟録 『訴訟事件銘細録』（第二号ノ二）について（二）

六〇〇（二七八）

(10) 本文の【三四】と【三五】は編綴の順番が逆になっている。本稿

は、編綴の順序に従って紹介を試みる。従つて、先に【三五】事件。

なお、注（7）を参照。

(11) 返り証文とは、「人手に渡した物件に対し、約定の金額を期日通り

持参すれば、再びとりかえし得る旨を記した証文。帰り証」（新

村 出編『広辞苑 第六版』岩波書店、二〇〇八年一月）。

(12) 徳（得）米とは、「田地の持主がその小作人から取り立てた米。小

作米」（『広辞苑 第六版』）。

(13) 本文の【三五】事件と編綴の順番が逆になっている。なお、注

(10) を参照。

(14) 本文にある庚午年は、明治三年、西暦一八七〇年に該る。出訴の

明治六年を起算年として数えれば、四年前は庚午年に該る。

(15) この項は、日付とともに本文より一段小さな文字で書かれている。

(16) 「第四十五号」（四五）は、撮影抜けのため欠。

(17) 惣作（総作とも）とは、「江戸時代、田畑耕作の二形態。村内で難

村・闕所・欠落などにより耕作者がなく田畑が荒廃する場合、その

田畑を村中で耕作し、年貢を納入すること」（高柳光寿・竹内理三編

『日本史辞典 第二版』角川書店、昭和四九年）。

(18) 「第四十九号」（四九）は、撮影抜けのため欠。朱書きの番号が

薄く透けて見える程度で記載。